

社会福祉法人あいち清光会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あいち清光会（以下「当法人」という）定款第8条、第22条及び第33条の規定に基づき、評議員、役員及び会長（以下「役員等」という）の報酬等について定める。

2 定款第6条に定める評議員選任解任委員会の報酬は、役員等と同等の取り扱いとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に

対しては、報酬等は支給しない。

- 1) 常勤役員等には、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
- 2) 非常勤役員等には、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- 3) 出張を必要とする業務に対しては、上記2)に定める報酬の他、法人が定める旅費規程の定めを援用する。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、必要に応じて評議員会で定める。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全役員等の報酬総額は、年間1,000,000円以内とする。

2 非常勤役員等に対する報酬等は、別表の定めに従って支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等は、職員給与規程を援用して支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は原則として会議に出席した都度支給する。

(公表)

第6条 当法人は、本規程を報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(附則)

この規程は、平成29年6月1日より施行する。

この規程は、令和2年6月13日より施行する。

別表

- 1 評議員会及び理事会又は評議員選任解任委員会に出席した非常勤役員等監事監査を実施する場合の監事

上記に掲げる会議に招致された、その他の非常勤役員等

支給金額
10,000円

ただし、上記の支給金額は源泉後の金額とする。

- 2 非常勤役員等の業務が上記1に準ずる場合は1の定めを援用する。